

海外短期サマー/ウィンタープログラム

2023 年度

募集要項

立命館アジア太平洋大学
アカデミック・オフィス

プログラムの趣旨・概要

- 本学の海外学生交換協定大学において行われる正規科目の短期プログラムを受講するプログラムです。
- 原則、プログラム費の支払いが必要です。
- 本プログラムで修得した単位は、各学部および教学部での審査の上、認められた場合は本学の卒業に必要な単位として認定されます。
- 授業は多くの場合英語で行われ、集中講座として開講されるため、プログラム参加前の段階で十分な英語力を保持しておかなければなりません。
- 現地ではすべてのクラスに出席することはもちろんのこと、クラス内の活動に積極的に参加することが条件となります。海外に身を置き、学習し、生活を送ることは、かけがえのない貴重な経験となると同時に、時には困難やストレスを伴うことが予想されます。現地滞在中の様々なトラブルについては、基本的に自己の責任において対処することになりますので、現地においては十分な自覚を持ち、責任ある行動をこころがけることが求められます。

募集概要

募集対象プログラム

APU の協定大学によって提供され、以下の期間内に開始および終了する短期プログラムです。応募可能なプログラムは「プログラム一覧」に記載されています。2023 年度については、対面形式のプログラムのみ申請が可能です。応募要件、プログラム内容、プログラム期間、開講言語、必要経費、修得取得可能単位、滞在场所等についてはウェブサイト等を参考に各自で調べた上で学内申請を行ってください。

| | |
|------------|---------------------------------|
| サマープログラム | 2021 年 4 月 1 日～9 月 20 日 |
| ウィンタープログラム | 2021 年 9 月 21 日～2022 年 3 月 31 日 |

申請要件

次の全ての要件を満たすこと。

- 協定大学で実施されるプログラムにおける募集要件を満たしている者。
- 申請時に 1～7 セメスター生である者。(早期卒業プログラム登録学生は、最終セメスター時の派遣は認められません。)
- APU の学部生であること。大学院生は応募不可。
- 参加するプログラムが実施されるセメスターにおいて参加者の学籍状態が「通常」もしくは「留学」であること。

- 志望大学のある国／地域のパスポートを所持していないこと。申請者が志望大学のある国／地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後（G7 以後）においてその国／地域での学修歴が4年未満であること。
- 複数のプログラムに参加する場合には、参加するプログラム間で実施期間の重複が生じないこと。
- 参加するプログラムが行われる期間にAPUで対面授業を履修していないこと。
- 参加するプログラムが行われる期間にAPUでオンライン授業を履修する場合は、APUのオンライン授業の時間割と参加するプログラムの時間割が重複しないこと。
- APUで履修する科目の開講期間と参加するプログラムの実施期間に重複が生じる場合、プログラムの修得見込み単位数の合計が6単位を超えないこと。6単位には本プログラムのほか、同 Semester で実施される立命館大学夏セッション、放送大学、大分大学との正課交流、大分大学オンデマンド、とよの学びコンソーシアムの修得見込み単位数を含む。
- （日本語基準学生のみ）申請時点において英語中級A・Bを修得（または履修免除）済みであること。

注意事項

1. 経費

プログラム費用、渡航費、宿泊費、食費、ビザ申請費用、教材費等の全ての費用は各人での負担となります。それに加えて通常通り学費を APU に納める必要があります。短期プログラム費用については、減額される場合があります。詳しくは各大学のウェブサイトを確認の上、アカデミック・オフィスに相談してください。

| プログラム参加に要する費用 |
|---|
| 短期プログラム費用、教材費、受講に必要な機器・備品等の購入費用 渡航費、宿泊費、パスポート取得費用、ビザ申請費用、海外旅行保険料、JCSOS 危機管理システム(J-TAS)加入費用 |

2. 渡航中止判断について

APU Off-Campus Study Program の派遣基準に準じて渡航中止の判断を行います。今後の新型コロナウイルスの状況次第では、対面で実施されるプログラムへの参加を認められた場合でも、学生派遣が中止される可能性があることを理解した上で申請を行ってください。詳しくは 5 ページ以降「プログラム共通事項」の「4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消しについて」を確認してください。

3. APU での履修登録における注意事項

- 原則として、プログラムと重複して開講される科目等については参加者が責任をもって通常の履修科目登録期間および修正期間で履修削除することとします。大学は参加者の履修登録科目を削除しません。
- 例外として、APM 必修科目のみ、履修登録 B 期間の 3 営業日前までの参加者からの申請にもとづき大学が当該科目の履修登録を削除します（プログラム実施期間と削除する科目の開講期間が重複する場合のみ）。
- 本プログラムへの参加が許可された後で、学籍状態や履修登録状況が変わるなどの理由により参加者が本プログラムへの申請資格／参加資格を満たさないことが明らかになった場合には当該 Semester において本プログラムで修得する全ての単位について認定を行いません。

申請方法・プログラムに関わるスケジュール

Step 1 [オンラインサーベイ](#) (LimeSurvey)

- TOEFL 等の英語スコアを所持している場合には、スコアのコピーを添付してください。
- (アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。)
- 申請者が志望大学のある国/地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後(G7 以後)の学修歴が4年未満であることを証明する書類も添付してください。パスポートを所持していない国・地域のプログラムに応募する場合は、中学生以後の学修歴は不要です。
- 書類不備やデータの入力漏れがあった場合は選考の対象外となります。
- オンライン申請完了後は“Print your answers”をクリックし、申請内容を印刷し、保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請内容を持参ください。ない場合は、疑義を受けつけません。
- APU から派遣先へのノミネーションが必要な短期プログラムは、オンライン申請の受付順にノミネーションを行います。

Step 2

学内選考の可否結果を受理

Step 3

- 各自で派遣先への申請を行ってください。(オフィスからのノミネーションが必要な場合は相談すること。)
- 派遣先へ申請を行う際は、交換留学生としてではなく、私費留学生として申請を行ってください。原則プログラム費の支払いが必要です。詳細は各プログラムのウェブサイトやチラシを確認してください。
- 短期プログラムの可否を最終的に判断するのは派遣先大学です。

Step 4

派遣先大学からの受入れ許可が下りると内定から合格となり、それ以降は、原則として本人の責任において準備を行います。渡航を伴うプログラムの場合、派遣先が指定する渡航スケジュールに合わせて航空券や査証(ビザ)等の渡航手続きが必要です。

Step 5

全ての参加者は参加者ガイダンスへの参加が必須です。また、渡航を伴うプログラムへ参加する場合のみ、参加者ガイダンスに加えて危機管理授業への参加が必要です。実施日程は合格者にお知らせします。参加しない場合には、その参加者は本学の正式な派遣者とは認められず、APU は単位認定を行いません。

Step 6

誓約書および留学願をアカデミック・オフィスに提出してください。提出方法・締切は内定者ガイダンスでお知らせします。

Step 7

単位認定は、別紙「海外短期サマー・ウィンタープログラム単位認定マニュアル」をもとに行います。必ずマニュアルを確認し、所定の手続きを行ってください。締切はマニュアルに記載しています。

学内申請締切

派遣先締切の1週間前

ただし、APM 必修科目の削除を希望する場合は、各セメスター履修登録開始の3営業日前(14:00)までに学内申請してください。また、APUからのノミネーションが必要なプログラムについては、派遣先締切の2週間前までに学内申請してください。各大学の締切詳細はプログラム一覧に掲載しています。

海外短期サマー/ウィンタープログラムに関する問い合わせ先

アカデミック・オフィス (B棟1階)

TEL: 0977-78-1101 / FAX 0977-78-1102

Email: outbound@apu.ac.jp

プログラム共通事項

1. 査証(ビザ)

出発から帰国までに必要となるビザを確認の上、学生本人の責任で申請してください。必要となるビザは、学生の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なります。必要となるビザ(トランジットビザを含む)および必要書類等は各大使館のホームページ等で各自確認してください。なお、ビザ申請要件は予告無しに変更される場合がありますので、最新情報を入手するようにしてください。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、ビザ発給国の定めにより渡航前にビザを取得できない場合以外は原則認められません。

万一、所定の期日までにビザが取得できない場合は、派遣・留学は取り消しとなります。また、派遣・留学開始時期の変更等はいりません。

その際にかかるキャンセル料は、参加者の負担となります。負担するキャンセル料と成績については「免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。

[国際学生のみ]

プログラム実施国のビザ以外に、日本の在留許可期限及び再入国許可の条件を確認してください。在留許可期限の更新・再入国許可について分からないことがあれば、スチューデント・オフィスで確認してください。

注意)プログラムによってはビザの申請を代行会社に委託している場合があります。詳細はプログラム担当者に確認してください。

2. 保険

個人で既に加している場合も含め、APU 及び派遣先大学が指定する国内・海外旅行保険、JCSOS 危機管理システム(J-TAS)等への加入が必要です。保険加入に関する詳細は、事前授業又は参加者ガイダンスで説明します。

3. 予防接種

事前授業又は参加者ガイダンスにて、APU ヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類などを案内します。ヘルスクリニックが推奨する予防接種は必須ではありませんので、接種するかどうか各自判断してください。接種を希望する場合は、各自ヘルスクリニックで受診の手続きを行ってください。

ただし派遣先によっては予防接種が必須になる場合があるため、ガイダンス内の指示に従ってください。

4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し

①以下のいずれかに該当する場合、派遣の中止や内容の変更を行う場合があります。これらの可能性も念頭においた上で、無理のない履修計画を行ってください。

A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル 2以上である場合

ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。

B) 社会情勢を鑑み、プログラムを安全に実施できないと考えられる場合

中止判断にあたり留意されることは、実習先での天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・その他不可抗力に起因する事態が発生した場合等 が想定されます。

C) 派遣先大学が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

D) 派遣地域の安全上の問題等により、APU が派遣中止、内容変更の判断をした場合

②以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあります。なお、交換留学、ダブルディグリー・プログラム、短期サマー/ウィンタープログラムを除くプログ

ラムについては、参加を取り消された場合、成績は原則として「F」評価となります。

- A) 参加態度・出席状況などを勘案し、受講不適当と判断された場合
- B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
- C) 指定の海外旅行傷害保険などに加入しない場合や、書類の提出を怠る、必要なガイダンスに参加しないなど大学の指示に従わない場合
- D) 負傷・病気等で留学が適当でないと大学が判断した場合
- E) 不正行為を行った場合
- F) その他学生としての本分に反した場合

③受講が取り消された時点で既に発生している費用については、学生本人が費用を支払う必要があります。

5. 選考結果発表後の辞退について

本学は皆さんがプログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考を行います。従って、選考結果発表後の辞退は原則認められません。

申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することのないよう準備を行ってください。なお、期日内に大学が指定した費用の支払いがない場合は辞退したものとして扱います。キャンセル料については、次項「6. キャンセル料について」を参照してください。

単位付与があるプログラムの場合、辞退した者の成績評価は原則として「F」評価となります。

6. キャンセル料について

選考結果発表後に辞退せざるを得ない状況が生じた場合、辞退する学生は、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。キャンセル料には、銀行手数料(海外送金手数料等)も含まれます。

既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、一定時間を要します。

7. 履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。選考結果発表後に問題が判明した場合および「4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し」に記載している事象が発生した場合も、特別な配慮等はしません。自己責任において、プログラムの応募を行ってください。

注意) 講義内容が同じプログラムに複数回参加することはできません。

申請を希望するプログラムが、すでに修得済みのプログラムの内容と同一かどうか不明な場合は、事前にアカデミック・オフィスにお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いについて

詳細は、誓約書を参照してください。

9. プログラム参加にあたって

1_プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと定めてください。なお、派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。

2_プログラム参加中は「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」および「Off-campus Study Program へ参加する学生のための危機管理ガイドライン」を遵守してください。

交換留学・ダブルディグリープログラム・海外短期サマー/ウィンタープログラムに 参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学 (以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険にプログラム期間に関わらず日本出国から日本帰国までの全ての渡航期間について加入すること。危機管理支援システム (J-TAS) にはプログラム期間を含み本学が指定する期間について加入すること。
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (7) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わない。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用 (実習費・宿泊費・交通費・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費 (派遣先から本学に請求された必要経費を含む) を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。
- (8) 大学に事前に申告した日本出国日から日本帰国日までの期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

4. 入国・帰国 (海外で実施されるプログラムのみ)

- (1) 日本からの出国および帰国日ならびに途中の旅程を予め本学に提出すること。
- (2) 予め、本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項・シラバスおよび別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報（氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報）は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者（派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国（日本、参加学生の母国、派遣国）の在外公館及び政府機関）に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 年 月 日
本人氏名 _____ 印（国籍を問わず、押印が必要です。）
参加プログラム _____（派遣先大学・機関： _____）
学部 _____（APM / APS）
回生 _____（ 1 / 2 / 3 / 4 ）
学籍番号 _____
住所 〒 _____

保証人記入欄

■私は、募集要項・シラバス及び別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 年 月 日
保証人氏名 _____ 印（日本国籍以外の方は、署名でも構いません。）
住所 〒 _____

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合は、本誓約書を受理いたしません。】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 本人および保証人が同一の印鑑を使用している場合
- ・ 本誓約書の記入欄および押印箇所の一部または全てがコピーであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ 押印または署名がない場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合